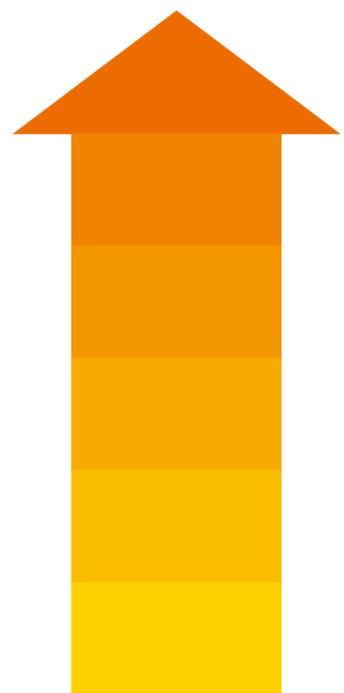


「地域を愛する人」を増やし、「魅力あふれる兵庫」を実現



- 文化財保存活用支援団体による支援
- 複合的な歴史文化遺産の一体的な活用推進
- 情報発信の強化 ●博物館活動の充実
- 保存活用計画の作成 ●保存修理の適正化
- 調査・研究による指定・登録の推進
- 歴史文化遺産の掘り起こし ●新たな保護制度の創設
- 専門職員の配置推進 ●災害への備え
- 収蔵施設の充実
- 人材の養成と活用 ●担い手の確保
- 住民との協働 ●広域での連携

市町文化財保存活用地域計画

大綱を勘案した計画策定

兵庫県文化財保存活用大綱

- ①歴史文化遺産の確実な保存対策の実施
- ②歴史文化遺産の積極的な活用
- ③歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保
- ④歴史文化遺産を未来へ伝える仕組みの整備
- ⑤歴史文化遺産の魅力発信の強化

表紙写真説明

児童による発掘体験	丹波立杭登窯 (県指定有形民俗文化財)	但馬の麒麟獅子舞 (国指定無形民俗文化財)
高校生による来館者への解説 (歴史博物館)	伝統技術体験 (檜皮葺)	姫路城防災訓練

【問い合わせ先】  
 兵庫県教育委員会文化財課  
 〒650-8567  
 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 Tel.078-362-3783  
 Fax.078-362-3927

01教T2-006A3



兵庫県文化財保存活用大綱  
 歴史文化遺産を  
 未来に伝えるために

(概要版)



兵庫県教育委員会



基本理念：歴史文化遺産の着実な保存、継承と活用を進め、「地域を愛する人」を増やし、「魅力あふれる兵庫」を実現する

策定の背景
○阪神・淡路大震災により多数の文化財を喪失したことを契機に歴史文化遺産活用構想を定め取組みを推進
○人口の都市部への一極集中、少子高齢化による地域の担い手不足による文化財の保存、滅失・散逸等の深刻化
○地域創生を見据え、地域に埋もれる有形・無形の文化財の価値を見出し、積極的に保全・活用することが重要
○これまでの保存を重視した文化財保護施策に止まらない活用を図る新たな取組みが必要
○平成30年6月の文化財保護法改正(平成31年4月施行)により都道府県による文化財保存活用大綱策定が制度化

策定の目的
○文化財保護法第183条の2の規定に基づき、県が中心となって、国の支援を受けながら、地域の歴史文化遺産を将来に伝えていくため、指定、保存・修理、活用方法、これを推進するための体制づくりの指針を定める
○各市町は、本大綱を踏まえた上でそれぞれの課題解決のための文化財保存活用地域計画を策定する
○所有者は市町等の支援のもと、保存活用計画の作成とそれに基づく円滑な運用を行う
○地域総掛かりで文化財を守り、活用し、地域の資産として人々の営みに活かす

策定の経緯
H14 歴史文化遺産活用構想
H18 歴史文化遺産活用ガイドライン(市町向け)
H30 文化財保護法改正、文化財保護審議会提言
R1 ①県内5ブロックで全41市町に意見聴取(地域創生局地域資源課、神戸大学地域連携センターと協働) ②兵庫県文化財保存活用大綱策定協議会(県文化財保護審議会委員、文化財保護団体、県関係課等)で意見聴取(9月、10月、12月に開催)、素案作成 ③文化庁、県内市町に素案に対する意見聴取

保存・活用に関する課題	
1	<b>多様で幅広い歴史文化遺産の保護への対応が不十分</b> (1) 県の登録文化財の対象が建造物のみであることなど、多様な形態の歴史文化遺産を保護するための制度整備が不十分 (2) 適切な周期で保存修理を実施できていない (3) 文化財収蔵施設の不足 (4) 災害対策が不十分
2	<b>歴史文化遺産の活用が不十分</b> 活用の方法が公開程度に止まっており、地域住民や利用者の立場に立った取組が必要
3	<b>歴史文化遺産を未来に伝える人材不足</b> (1) 人口減少による地域の担い手不足 (2) 専門的人材不足 ①県、市町専門職員の確保が必要 ②文化財を保存・修理するための生産者、技術者の確保が必要
4	<b>歴史文化遺産を未来に伝える体制が未整備</b> (1) 文化財保護行政部局と文化財所有者(管理者)による保護の取組みだけでは未来への継承が困難 (2) 市町及び関係機関、民間組織及び外部人材を活用した、一元的な文化財保護体制作りが必要
5	<b>歴史文化遺産の魅力発信の不足</b> (1) 情報の整理不足 (2) 情報の発信不足

コウノトリ(特別天然記念物)

基本的な取組み方針
○地域住民や市町が中心となって歴史文化遺産を「地域づくり」、「人づくり」の方向性で活用を進めることが重要
○県として上記の取組みを積極的に支援するとともに、「つながりづくり」を意識した人材育成、調査研究、文化財保存活用地域計画等の策定、活用事業のプロデュースの一層の促進のため、以下の基本方針を定める
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 歴史文化遺産の確実な保存対策の実施</li> <li>2 歴史文化遺産の積極的な活用</li> <li>3 歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保</li> <li>4 歴史文化遺産を未来へ伝える仕組みの構築</li> <li>5 歴史文化遺産の魅力発信の強化</li> </ol> </div>

史跡五斗長垣内遺跡でのイベント

取組みの方向性	
1	<b>歴史文化遺産の確実な保存対策の実施</b> (1) 調査・研究に基づく文化財の指定・登録の推進 (2) 新たな保護制度の創設 (3) 保存修理の適正化…予算・原材料の確保、適切な周期での実施 (4) 収蔵施設の充実 (5) 災害への備え ①文化財防災マニュアルの策定 ②防災対策への支援 ③近隣自治体等との連携 ④防災意識の醸成 ⑤災害時の支援
2	<b>歴史文化遺産の積極的な活用</b> (1) 歴史文化遺産活用の方向性 地域おこし、まちづくり、学舎づくり、ふるさと観づくりに沿った取組への支援 (2) 歴史文化遺産活用の指針 『兵庫県地域遺産活用指針』に基づく活用推進
3	<b>歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保</b> (1) 地域の担い手の確保 ①歴史文化遺産に触れる機会の充実 ②次世代に引き継ぐ取組みの支援 (2) 県・市町専門職員の確保、文化財の各分野に応じた専門職員の配置推進 (3) 地域におけるリーダーの養成と活用 ①専門技術者や地域住民を対象とした人材育成 ②ヘリテージマネージャーを対象とした資質・能力の向上 ③文化財保存・修理材料生産者・技術者の確保
4	<b>歴史文化遺産を未来へ伝える仕組みの整備</b> (1) 推進体制の充実 ①県教委の体制整備 ②関係機関等との連携体制 (2) 市町への支援 ①調査研究への支援 ②修理等の保存・活用の取組への支援 ③文化財保存活用地域計画策定への支援
5	<b>歴史文化遺産の魅力発信の強化</b> (1) 歴史文化遺産の掘り起こしと価値の再評価 ①歴史文化遺産データベースの構築 ②情報の整理・研究 (2) 歴史文化遺産の多様な情報発信 ①調査成果、体験・体感を通じた情報発信 ②多様な情報発信の取組み (3) 博物館活動の充実 ①調査研究等の実施 ②常設展の充実や魅力ある特別展、企画展の実施 ③教育普及事業の充実 ④来館者にやさしい博物館 ⑤地域連携の強化